

年金二重課税問題 税務上の取扱いの変更

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とはならないとする最高裁の判決がありました。その結果、このような年金に係る税務上の取扱いが改められました。

(1) **最高裁判所の判決概要** 相続により取得したものとみなされる生命保険契約の保険金で年金の形式により支給を受けるものは、相続税の相続財産となります。その年金の受給の際に所得税が課されるのは相続税の相続財産を非課税とする所得税法の規定に違反するとして争われた事件です。最高裁判所は、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税は非課税となると判示しました。

また、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金は、その年金の支給額の全額が相続

税の課税対象となった部分と一致して、所得税は非課税となりました。

(2) **対象となる方** 具体的には、次のいずれかに該当する方で保険契約等に係る保険料等の負担をしていない方です。

1. 死亡保険金を年金形式で受給している方
2. 学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給している方
3. 個人年金保険契約に基づく年金を受給している方

なお、相続税法第24条の適用対象となっていない保険年金は、今回の取扱いの変更対象とはなっていません。

(3) **対象とはならない** 国民年金、厚生年金等の公的年金等は、今回の取扱いの変更対象となりません。

(4) **過去に遡って所得税が還付されるのは**

今回は、平成17年分以降の所得税について還付を受けることができます。確定申告している年分は「更正の請求」、確定申告していない年分は「確定申告（還付申告）」となります。

ナマの税務相談室

Q 昨年は相続税の申告有難うございました。その時に相続した土地を売却した場合に相続税の一部が取得費に加算されるとい

ようなお話をして下さいましたが、それをもう少し詳しくお話頂けないかと。

A 分かりました。相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までに相続財産を譲渡した場合に相続税の一部を、譲渡した財産の取得費に加算して所得税を一部軽減してあげますよということです。税の二重負担を一定の条件を満たせば幾らか軽減いたしますという趣旨です。

Q 成る程、実はこのたび私も子供が近々もう1人恵まれることになり、今の借家では狭くなり郊外に居宅を新築したいと家内と話をしているのです。

A それはそれはおめでとうございます。それで今日は例の相続税の取得費加算のお

相続土地の譲渡の時は 取得費加算をお忘れなく

話をもう一度というわけですね。分かりました。お持ちになった申告書を拝見いたしますと相続税のお支払額は端数省略いたしますと

800万円で、相続した土地の相続税評価額が甲土地が6,000万円、乙土地は3,000万円、その他の相続財産の相続税評価額が7,000万円、合計額1億6,000万円です。相続税の計算上、控除する債務及び葬式費用がある場合には、その金額がなかったものとして相続税の課税価格を計算いたします。そこで、相続税800万円のうち相続税の課税価格1億6,000万円に対応する相続したすべての土地等の金額9,000万円に見合う相続税額は450万円になります。その金額が、今回乙土地を売却した場合、土地の取得費として加算されます。

Q 今日はどうも有難うございました。譲渡の申告の際には、また宜しくお願いいたします。

ナマの税務相談室